

# ロンドなないろアフタースクール 会則

## 第1条) 名称

本スクールは「ロンドなないろアフタースクール」(以下「本スクール」という)と称します。

## 第2条) 所在地

本スクールの所在地は東村山市栄町1丁目28番地とします。

## 第3条) 運営

本スクールの運営は東村山市栄町1丁目28番地 株式会社RONGO palette(以下会社という)が行います。

## 第4条) 目的

集団生活を通して、自立心と、社会性を身につけ、健全な身体と、考える力を養って、生命の尊さを理解し、豊かな人間性を育成します。

## 第5条) 入会契約の締結及び手続き

本スクールは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本スクールに入会しようとする方は、本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は 1.に際して、本会則等の契約書面を交付するものとします。
3. 本スクールへの入会を希望する方は、所定の申込み手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。
4. 入会を希望する方は、入会申し込みに係わる必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、本スクールは、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格の一時停止もしくは除名することができるものとします。
5. 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとします。また、入会後に上記の申告内容に変更があった場合も速やかに申し出る必要があるものとします。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、本スクールは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

## 第6条) 会員の入会資格

本スクールの入会資格は以下のとおりとします。

学校教育法に定める小学校1年生から6年生の児童であり、本会則及びスクールの諸規定を遵守される方。また親権者の同意を得て入会できるものとします。

## 第7条) 入会時の条件

1. 入会時において、以下のような方には、必要書類を提出して頂く場合があります。
  - ・現在通院されている方
  - ・その他、本スクールが必要であると判断した方
2. 外国籍の方が入会を希望される場合、主に安全管理上から、保護者と児童ともに日常会話程度の日本語を理解できることを条件とします。

## 第8条) 会員証

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、スクール施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
3. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届け出、再発行の手続きをとるものとし、この際、所定の手数料を支払うものとします。
4. 会員は、本スクールを退会する際、会員証を速やかに会社に返還するものとします。

## 第9条) 会員について

会員は週1回～週5回コースを予め指定し、月ごとに利用曜日を固定し利用する個人を対象とします。

## 第10条) 会員名義の変更

本スクールは、会員名義の変更はできません。

## 第11条) 入会金の取り扱い

入会金は、会員にこれを返還しないものとします。

## 第12条) 会費の取り扱い

会員は、別途定める会費を施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。会費はすべて金融機関からの振替システムにて納入となります。一旦納入した会費は原則として返還できません。

## 第13条) 会費・利用料・手数料の変更

1. 会社は、入会金・会費・利用料・手数料等を社会・経済情勢の変動など諸般の事由により会費・利用料を変更することができるものとします。
2. 1. 場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第14条) サービスの内容等の変更

本スクールは、会員に事前通知をした上で、サービスの内容および名称を変更することができるものとします。

## 第15条) 本規約の変更

1. 本スクールは、会員の了承を得ることなく、この会員規約を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の会員規約によるものとします。
2. 変更後の会員規約については、本スクールが別途定める場合を除いてオンライン上もしくは店舗等に表示した時点より、効力を発するものとします。
3. 会員は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

## 第16条) 営業時間・休業日の変更、臨時休業等

1. 本スクールの営業時間は別に定めるものとします。
2. 諸般の事情により営業時間・休日を変更する場合、本スクールがこれを定めるものとします。
3. 会社は、次の理由により、施設の全部又は一部を臨時に休業もしくは使用制限することがあります。但し、これにより会費支払い義務が軽減されたり、免除されたりすることはありません。
  - ・天災、地変等やむを得ない理由によりスクールを開場できないとき。
  - ・施設の補修又は改修をするとき。
4. 会社は、やむを得ない理由以外の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第17条) サービス提供の中止

1. 本スクールは、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 本スクールは、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

## 第18条) 会員の変更事項(身上変更など)

会員は、住所・連絡先その他入会申込み手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて会社に届け出るものとします。

## 第19条) 諸届の提出期限

休会、クラス変更、退会等諸届の提出期限は、本会則および「重要事項説明書」に明示します。なお、締切日が休業日の場合は、前営業日を締切日とします。

## 第20条) 休会

継続して1ヶ月以上(上限2か月、月初め～月終わり)休む場合、休会する月の前月15日までに休会届用紙に必要事項を記入し、届け出てください。(所定の手数料を支払うものとします。)また、休会届けを提出して頂いた方のみ、休会となります。

## 第21条) 会員種別変更

会員は、変更月の前月15日までに所定の手続きを行うことによって、第9条に規定するコースを変更することができるものとします。(所定の手数料を支払うものとします。)

## 第22条) 振替について

1. 振替は月1回までとします。(原則として当月内に限る)
2. 振替は原則として振替日の1週間前までに振替システムにてご変更ください。
3. 振替日に休んだ場合は無効となります。2回目の振替はできません。
4. 振替届提出後の変更はお受けしておりません。

### 第23条) 解約解除

1. 会員が本契約を解除しようとする時は、会員証を添付の上、解除しようとする月の15日(15日が休業日である場合には、前営業日)までに所定の書面に於て会社に「退会届」を提出することで、「退会届」を提出した月の末日を以て解除できるものとします。この際、会員は「退会届」を提出した当月分までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。尚、解除しようとする月の16日以降月末最終営業日の期間に「退会届」を提出した場合には所定の手数料を支払うものとします。
2. 会社は、やむを得ざる事情により会員との契約を解除せざるを得ない場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

### 第24条) 施設が利用できない方

本スクールは、以下に該当する方の施設利用を禁止します。

1. 刺青・タトゥー(シール含む)のある方。暴力団関係者。
2. 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識障害などの症状を招く疾病を有する方。卒倒性体質の方。
4. 過去に会社より、除名の通告を受けた方。

### 第25条) 反社会的勢力の排除

会員及びその保護者は、現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下「反社会的勢力等」と言う。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと。関係があった場合、会社は会員を除名することができるものとします。

1. 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
2. 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
4. 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
5. その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

### 第26条) 賠償責任

1. 会員ならびに会員の同伴者がスクールの利用に際して生じせしめた人的・物的事故、及び生じた盗難・紛失について、会社は一切損害賠償の責任を負いません。
2. 会員が本スクールの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。なお会員が同伴者については、会員親権者が連帯して賠償しなければなりません。
3. 会員ならびに会員の同伴者が、スクールの利用に際して発生した人的・物的事故について、会社に重大な過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。
4. 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為(前条により、利用または行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。)とその結果について、本スクールの責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとします。
5. 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとします。
6. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
7. 会員は、サービスの利用により本スクールまたは第三者に対して損害を与えた場合(会員が、この会員規約上の義務を履行しないことにより第三者または本スクールが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

### 第27条) 期間と保育日

1. 本スクールは、年間をとおして在籍できます。
2. 会員は各コースに定められた曜日・時間にお預けができます。
3. 保育を受ける回数は、1ヶ月を単位として計算します。
4. 所定の保育日は、スクールの都合、その他やむを得ない事由が発生した場合に限り、中止または変更する事があります。

### 第28条) 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。

この場合会員は、翌月以降の会費を免除されるものとします。

1. 死亡
2. 除名

上記1、2の場合会社は、長期契約に基づき既納された会費がある場合には、未使用月分の会費を返還するものとします。

### 第29条) 会員の除名要件

会員ならびに会員の同伴者において、次の各事項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止又は除名することができるものとします。

1. スクールの名誉を毀損する行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
2. 本会則及びその他の諸規定に違反したとき。
3. 会費・その他諸費用を3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
4. 法令に違反する、または社会通念・マナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
5. 故意にスクールの施設・設備を破損したとき。
6. 本スクール内において、会社の許可なく商行為、政治的・宗教的活動を行なったとき。
7. 入会に際し虚偽の記載を行ったとき。又は、入会資格に抵触したとき。
8. 会社が本スクールの会員として、ふさわしくないと判断したとき。
9. 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
10. 集団生活において支障があると、本スクールが判断した場合。

### 第30条) 会員以外の施設の利用

会社は、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、会員以外の方に本スクールの施設を利用させることができるものとします。

### 第31条) 駐車場利用

本スクールの駐車場は本スクール利用時のみの利用とし、それ以外の利用は認めないものとします。なお、駐車場で発生した事故や盗難等について本スクールは一切の責任を負わないものとします。

### 第32条) 本スクールの譲渡等

会社は、本スクールに係る事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い本スクールの提供者たる地位、本規約に基づく権利および義務ならびに個人情報を含む会員の本人登録情報および利用履歴その他、本スクールの提供者として取得した情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、当該譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

### 第33条) 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本会則、及びその他の諸規定を遵守するものとします。

### 第34条) 禁止事項

1. 許可なく撮影すること。
2. 許可なく物品の売買等の営業行為や勧誘をすること。
3. 他人を誹謗、中傷すること。
4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
5. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
6. 施設内に落書きや造作をすること。
7. 動物を館内に持ち込むこと。
8. 危険物を館内に持ち込むこと。
9. 館内での喫煙。
10. その他、係員の指示に従わない行為やほかのお客様に迷惑となる行為。

### 第35条) 本会則及びその他の規定改正

本会則ならびにその他の諸規定の改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員におよぶものとします。この際会社は、その内容をスクール内の所定の場所に掲示するものとします。

### 附 則

本会則は令和元年11月1日より施行するものとします。  
本会則を一部変更し、令和5年1月1日より施行するものとします。  
本会則を一部変更し、令和7年11月1日より施行するものとします。  
本会則を一部変更し、令和8年4月1日より施行するものとします。